



男女の
人権の尊重

基本
目標

くしろ男女平等参画プラン 施策方向と取組概要 I

男性も女性も性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分発揮できるよう、ひとりひとりが多様な生き方、暮らし方を認め合える環境づくりが大切です。

男女の人権についての認識浸透

- (1) 多様な機会をとおしての広報・啓発
- (2) 調査活動及び情報の収集・提供
- (3) メディアにおける男女の人権への配慮

お知らせします

- (1) 「男女平等参画週間」など様々な機会を通しての男女平等意識の浸透
各種講座、講演会の開催
男女平等参画通信の発行、広報誌・ホームページの活用
- (2) 国内法等、女性に関する情報の収集・提供
関連団体との連携を通して地域への情報提供
男女平等に関する調査の実施
- (3) 女性の人権尊重、国定的性別役割分担にとらわれない表現の推進
公的広報等における性差別につながらない表現の推進



「くしろ男女平等参画プラン」(平成 20 年度～29 年度)のダイジェスト版ができました。市役所情報コーナー・各支所、コア各館、音別・阿寒の両行政センターなどに置いてあります。
男女平等参画プランに関心のある方や、ダイジェスト版を希望される方は、釧路市教育委員会生涯学習課(31-4579)へお問い合わせ下さい。

男女平等の視点に基づく
教育・学習の推進

- (1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等教育に関する教育・学習の推進

- (1) 学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進
学校での児童・生徒の活動をとおし、男女が互いに尊重し、性差(ジェンダー)を理解する学習の推進
- (2) 子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報の提供
子どもに接せる様々な関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発



女性に対する暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力(DV)を許さない社会の意識醸成
- (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策推進



- (1) 幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備
「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、
女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進
- (2) 相談・保護・自立支援等の総合的支援をめざし、関係機関の連携強化
被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実
- (3) 雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進
セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発



くしろ男女平等参画プラン 施策方向と取組概要 Ⅱ

働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう情報提供や相談体制の充実等に取り組みます。

基本目標

男女が共に働くための環境づくり

就労の場における 機会均等の推進

- (1) 事業主及び労働者等へ雇用機会均等法の周知と啓発活動推進
企業における女性の職域拡大等、男女平等参画の推進
- (2) パートタイム・派遣労働者等に関する雇用の相談・支援
パートタイム・派遣労働者に関係する労働法の周知や関連する情報の提供
- (3) 職場における固定的な男女役割分担意識の是正
男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり



男女の仕事と家庭の両立

- (1) 男性の育児・介護休暇の取得促進
育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発
- (2) 再就職を希望する女性に対する職業訓練等の情報提供
- (3) 家事・育児・介護など、男性の参画促進にむけた各種啓発
男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供



多様な働きかたを 可能にする環境整備

- (1) 男女の職業能力の開発と就業支援
 - (2) 多様な働き方を可能にするための情報提供
 - (3) 農業等自営業に従事する女性への支援
- (1) 個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報の提供等の支援
情報通信機器を活用した働き方への相談・支援
 - (2) 起業家など自立を目指す女性への必要な知識や講座開催情報の提供
関係機関との連携等による相談・支援
 - (3) 自営業に従事する女性の役割の正当評価と経営や生活など、あらゆる場における男女平等参画の促進
女性が生産・経営の担い手として、基礎的な知識や技術を習得するための研修機会・情報提供の促進
女性が働きやすく活動しやすい環境づくり

男女共同参画社会基本法

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。